

退職互助部・利用のしおり

—令和6年4月現在—



一般財団法人 **静岡県教職員互助組合**



住 所 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 教育会館 2F

TEL (054) 254-3626

FAX (054) 254-3594

ホームページ <https://gojomaru.com>

ログインID：3626

パスワード：gojomaru(半角小文字)

も く じ

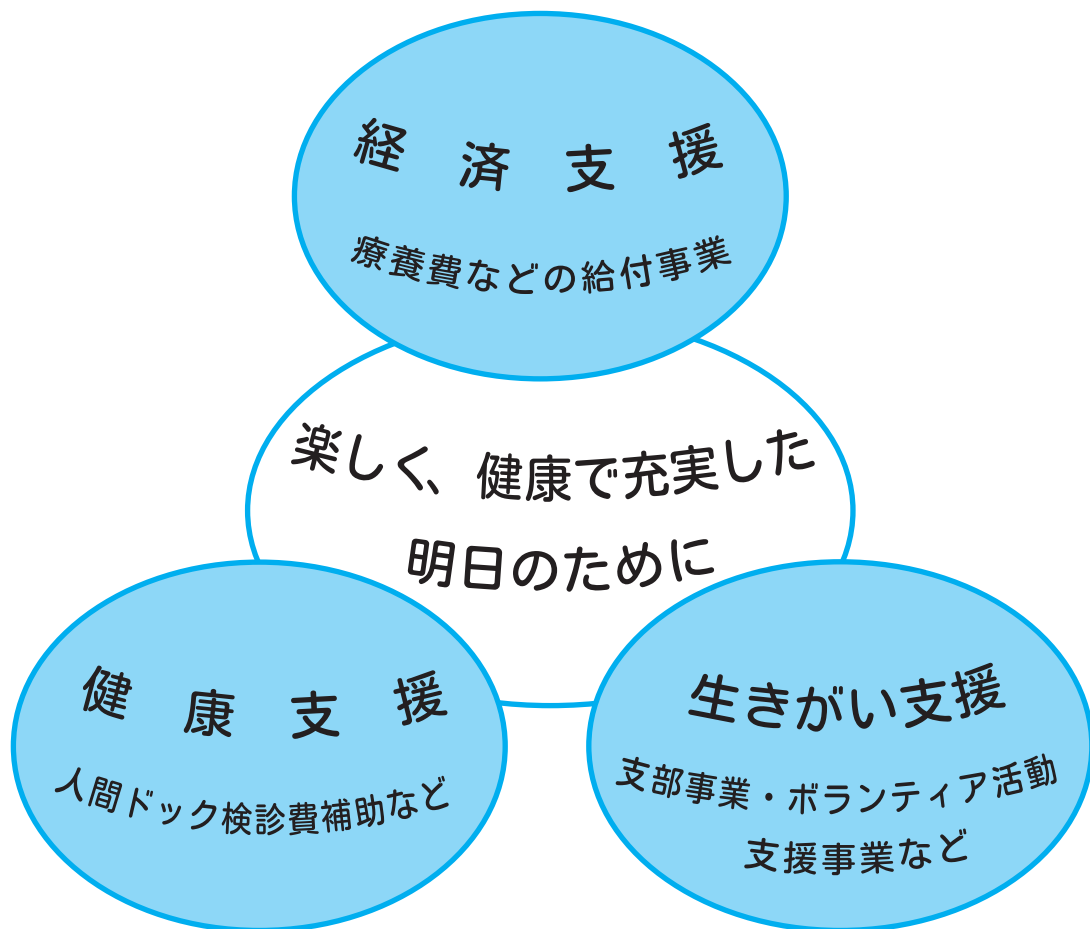
項 目	内 容	ページ
健 康 保 険	退職後の医療保険	1
療 養 費 の 給 付	病気やけがをして診療を受けたとき	2-8
人間ドック検診費補助	人間ドック等を受けたとき	9
災害にあったとき	水害、地震、火災等にあったとき	10
死 亡 し た と き	退職組合員が死亡したとき	10
長 寿 祝 品	喜寿を迎えたとき	10
給付金請求書の受付と送金日他	給付金を請求するとき	11
厚生事業・相談事業他	文化・厚生事業・支部事業などの紹介 相談センター・ホームページへのアクセス・互助新聞の発行	12
互 助 割	退職組合員証を活用しましょう！	13-14
情 報 提 供	各種相談窓口など	15
規 程	退職互助部関係規程	16-23
異 動 届	住所や振込先を変更するとき	24
様 式 集	請求する際にコピーしてご利用ください	

退職互助部事業のあらまし

互助組合発足当時、相互扶助の輪は教職員として採用されてから退職まででしたが、組合員から寄せられた意見要望を基に、昭和40（1965）年、退職後まで拡大する組織として退職互助部は発足しました。

発足時は654人の加入者から始まり、60年近く経過した現在の退職組合員数は31,000人を超え、多くの方の賛同を得ている組織となりました。

退職互助部は、現退一体による事業運営を基本として、現職に引き続き「経済」、「健康」、「生きがい」の3支援により、根幹事業である「療養費給付事業」を中心に、退職後の生活の安定と生きがいづくりのための各種事業で、老後の3大不安といわれる「お金、健康、孤独」を和らげ、皆様の生活をサポートします。



退職互助部事業の3支援

互助組合 支部一覧

請求書類は、所属支部又はおしば集中事務センターへご提出ください。

支部	〒	互助組合支部所在地	電話 FAX	
賀茂	415-0035	下田市東本郷2-12-9 教育会館別館内 互助組合 賀茂支部	☎ 0558(22)2364 FAX 0558(22)2388	
田方	410-2322	伊豆の国市吉田82-1 教育会館内 互助組合 田方支部	☎ 0558(76)8225 FAX 0558(76)8311	
東豆	414-0006	伊東市松原624-5 教育会館内 互助組合 東豆支部	☎ 0557(37)3136 FAX 0557(37)5866	
三島	411-0841	三島市南本町14-12 せせらぎ会館内 互助組合 三島支部	☎ 055(981)1072 FAX 055(981)1073	
沼津	410-0806	沼津市本字丸子町752-11 教育会館内 互助組合 沼津支部	☎ 055(964)5500 FAX 055(964)6464	
駿東	410-1114	裾野市大畑139 教育会館内 互助組合 駿東支部	☎ 055(992)4141 FAX 055(994)0100	
富士	417-0801	富士市大淵2585-3 教育会館内 互助組合 富士支部	☎ 0545(35)7700 FAX 0545(35)7711	
静岡	清庵事務所	424-0812	静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内 互助組合 静岡支部清庵事務所	☎ 054(364)5436 FAX 054(364)0059
	静岡事務所	420-0856	静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内 互助組合 静岡支部静岡事務所	☎ 054(252)3934 FAX 054(251)6032
志太	426-0061	藤枝市田沼3-13-9 教育会館内 互助組合 志太支部	☎ 054(634)1160 FAX 054(634)1161	
榛原	421-0422	牧之原市静波768 教育会館内 互助組合 榛原支部	☎ 0548(22)5519 FAX 0548(22)4689	
小笠	436-0017	掛川市杉谷734-4 教育会館内 互助組合 小笠支部	☎ 0537(24)6385 FAX 0537(24)4071	
磐周	438-0077	磐田市国府台489-1 磐周教育研究所内 互助組合 磐周支部	☎ 0538(32)5171 FAX 0538(39)3955	
浜松	433-8104	浜松市中央区東三方町149-2 教育会館内 互助組合 浜松支部	☎ 053(482)8754 FAX 053(482)8756	
湖西	431-0431	湖西市鷺津2155-5 教育会館内 互助組合 湖西支部	☎ 053(523)6255 FAX 053(523)6259	

居住地が静岡県以外の方は「その他支部」に所属します。

請求書類の提出先は「おしば集中事務センター」となります。

その他	420-0856	静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内 静岡県教職員互助組合	☎ 054(254)3626 FAX 054(254)3594
-----	----------	----------------------------------	------------------------------------

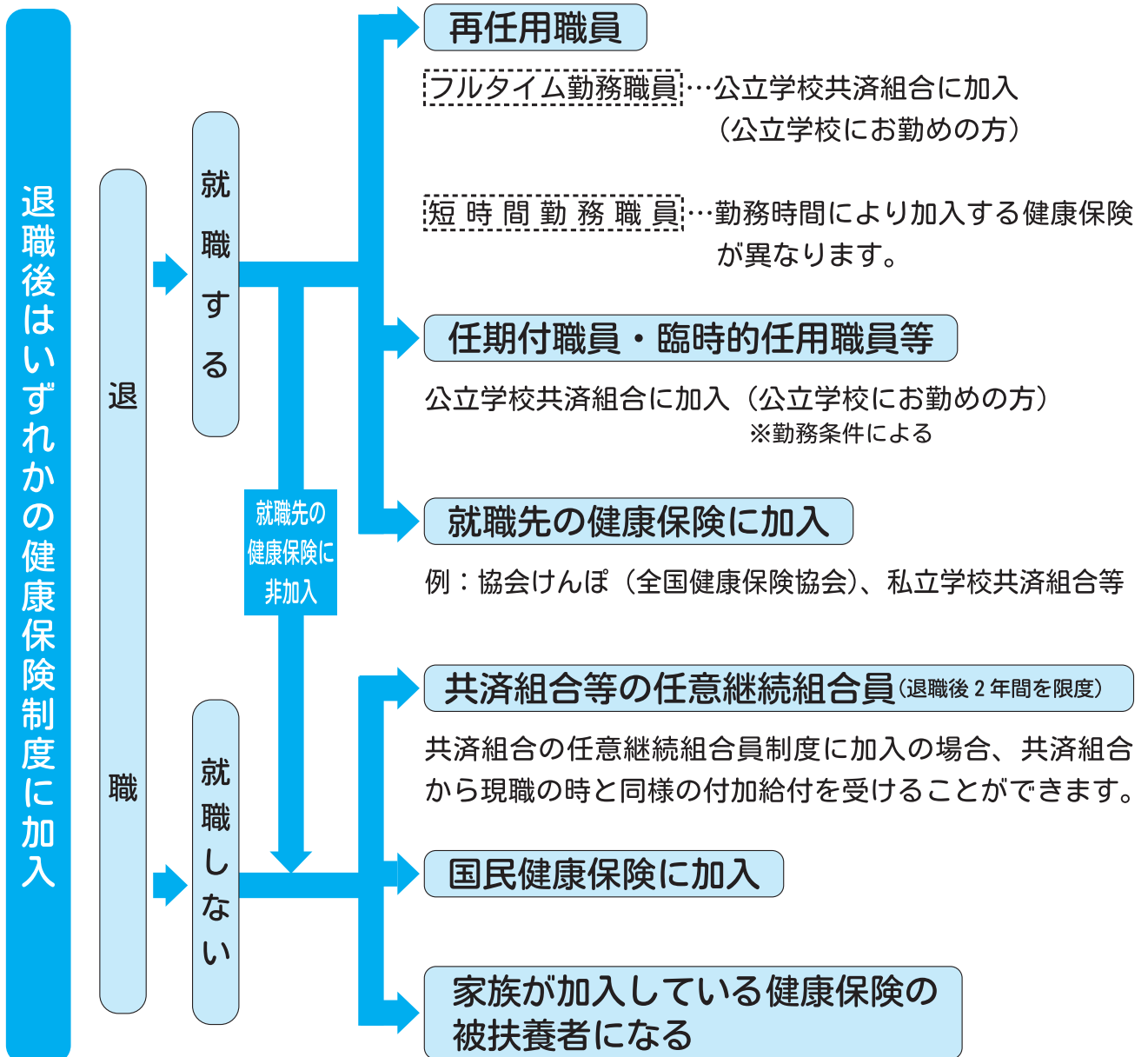
おしば集中事務センター（退職互助部の「事務集中化」と「業務の効率化」を目的とした事務センターです。）

各種請求書の提出 (郵送のみ)	424-0812	静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内 おしば集中事務センター	☎ 054(340)7020 FAX 054(340)7021
--------------------	----------	------------------------------------	------------------------------------

退職後の医療保険

退職互助部は健康保険制度ではありません。

●あなたは、どの健康保険に加入しましたか。



※被扶養者となるための要件に収入等の制限があります。

療養費の給付

病気やけがをして医療機関にかかったとき

- 退職組合員が病気やけがをして診療を受けたとき、請求により退職互助部から療養費の給付が受けられます。

給付の算定方法

- ・給付対象…健康保険適用の医療費（自己負担額） ☆の金額が5,170円以上であれば請求できます。

69歳以下

- ・月ごと（月の初日～末日）医療機関（病院）ごとに計算します。
- ・通院と院外処方の薬代を合算します。
- ・入院・通院（院外処方の薬代含む）ごとに分けます。

☆	病院ごとの医療費（通院・院外処方の薬代）	－	5,000円	} ×0.6 →	給付額 (100円未満切捨) 給付限度額 2万円(1か月)
☆	病院ごとの医療費（入院）	－	5,000円		

- ◇国の高額療養費制度の自己負担額までとする。
- ◇公的助成金、付加金等を除く。

70歳以上 70歳の誕生月の翌月（誕生日が1日の場合は当月）から

- ・同じ月（月の初日～末日）の医療費を全て合算します。

(☆	1か月分の全ての医療費（入院・通院・院外処方の薬代）	－	5,000円)	×0.6 →	給付額 (100円未満切捨) 給付限度額 2万円(1か月)
-----	----------------------------	---	----------	--------	--

- ◇国の高額療養費制度の自己負担額までとする。(75歳以上の方の配慮措置の適用含む)
- ◇公的助成金、付加金等を除く。

療養費請求書の作成について

- ・請求書は、診療月ごと1か月1枚です。

後期高齢者の配慮措置とは

自己負担割合が「2割」となった方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来医療の自己負担増を1か月あたり最大3,000円とする措置。
(令和7年9月30日まで)

請求書に添付するもの

①病院又は薬局の領収書のコピー

- ・領収書は、①受診者名 ②受診年月日 ③健康保険適用金額 ④自己負担割合が記載されている領収書に限ります。
- ・薬局の領収書は、「〇〇医院の処方箋による薬代」と記載のあるもの。
- ・レシート形式の領収書の場合も、上記要件(①～④)を満たしているものが給付対象となります。
- ・未収金がある場合、未収金の内容（診療年月日・保険点数等）を医療機関窓口で記入してもらってください。内容の記載がないものは、給付対象外となります。
- ・領収書は、1か月分まとめてクリップなどでまとめてください。(ホチキス・糊付け不可)

接骨院等

領収書例	領 収 書	
	令和6年4月30日	
	互助 太郎 様	
	¥ 5,860 円	
	但し 令和6年4月分(4/1、4/5、4/15) 自己負担割合3割 保険適用分 5,230円 保険適用外 630円	
	上記正に領収いたしました 静岡市葵区駿府町1-2 城内接骨院 054-254-3626	

薬 局

領 収 書	
令和6年4月30日	
互助 太郎 様	
¥ 5,930 円	
但し 令和6年4月分 駿河医院の処方箋による薬代 自己負担割合3割 保険適用分 5,300円 保険適用外 630円	
上記正に領収いたしました 静岡市葵区伝馬町3-4 葵 薬 局 054-254-3594	

②医療費のお知らせ（医療費通知）のコピー

※領収書添付による請求も可能ですが、「医療費のお知らせ」による請求にご協力ください。
「医療費のお知らせ」により請求する場合は、領収書の添付は不要です。

「医療費のお知らせ」とは？

ご加入の健康保険から発行される医療機関等に支払った自己負担額と医療費総額をお知らせするもの

<「医療費のお知らせ（医療費通知）」記載内容>

- ①被保険者（受診者）等の氏名 ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ④医療費総額
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額（自己負担額） ⑥保険者等の名称

医療費のお知らせ（見本）

⑥ 静岡県後期高齢者医療広域連合

令和〇年〇月から令和〇年〇月までの医療費は次のとおりです。 N枚目/N枚

被保険者番号	被保険者氏名		NNNNNNNNNNNN様				
受診年月	医療機関等の名称	区分	日数	医療費の額 (総額)	支払った 医療費の額 (自己負担相当額)	入院時食事療養費/生活療養費 費用の総額	支払った額
②	③	注1	注2	注3	注4	注5	注5
ZZ年ZZ月	NNNNNNNNNNNNNNNN	NNNN	NN日	ZZZ, ZZZ, ZZZ円	ZZ, ZZZ, ZZZ円	ZZZ, ZZZ円	ZZZ, ZZZ円

- ※ 健康保険の種別や各市町により形式は異なります。
- ※ 公立学校共済組合静岡支部発行の「医療費のお知らせ」は申請方式です。
記載される内容は、医療機関等から届く診療報酬明細書を基に作成するため、受診月から3か月を経過していないものは記載されませんのでご注意ください。

- 給付請求には期限がありますので注意してください。
※療養費請求の期限は事由発生の日から2年（令和6年3月診療分までは1年）
事由発生日は、診療月の末日となります。
- 「医療費のお知らせ」による療養費給付額の算定は、「⑤被保険者等が支払った医療費の額」を四捨五入し計算します。（高額療養費に該当する場合を除く。）
- 69歳以下の方は、請求書の下表に自己負担額をご記入ください。（P5記入例参照）
- 請求時の注意点
 - * 複数月分を請求する場合でも「医療費のお知らせ」は1部ご提出ください。
 - * 「医療費のお知らせ」は、必ず実際に受診した内容が全て記載されているか確認のうえ請求してください。（請求は、医療機関に支払い済みの医療費に限ります。）
なお、「医療費のお知らせ」に実際の医療機関への支払額が記載されていない場合は請求前に互助組合支部事務局又はおしば集中事務センターにお問い合わせください。（提出後の追加請求はできませんのでご注意ください。）
給付金算定において必要な場合、領収書の添付を求める場合があります。
 - * 被保険者（受診者）名が「医療費のお知らせ」の明細欄に記載されていない場合、記載のあるページも添付してください。

療養費の給付

③その他の添付書類（コピー）

事由	添付書類
送金口座を変更したいとき	◇通帳等のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義のわかるもの）
共済組合（任意継続含む）に加入し、上位所得者である方が、25,000円以上の医療費（月ごと・医療機関ごと）がかかったとき ※上位所得者…適用区分「ア」又は「イ」の方	◇付加金決定通知書又は高額療養費制度の適用区分が確認できるもの（限度額適用認定証等） ※付加金…共済組合や企業の健康保険等が設定する自己負担限度額を超えた場合、超えた額が支給される（一部負担金払戻金や家族療養費附加金など）
企業の健康保険に加入している方が付加金の支給を受けたとき	付加金決定通知書
コルセットなどの治療用装具を作成したとき ※健康保険適用の治療用装具のみ対象	◇領収書 ◇医師の証明書（診断書）又は支給決定通知書等支給額のわかるもの

④下記の受給者証を所持しているとき

所持している受給者証（コピー）を添付してください。

名称	内容
重度心身障害者医療費助成金受給者証	身体障害者手帳1級・2級・3級*・保健福祉手帳1級の方等を対象に発行され、助成金が支給される。（給付制限「あり」の方のみ退職互助部の給付対象となる。） *3級は市町により条件が異なる（手帳の内容を確認する場合あり）
特定医療費（指定難病）受給者証	指定難病の治療を対象に、受給者証により窓口負担額が自己負担上限額（月額）までとなる。
特定疾患医療受給者証	スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病、橋本病及び突発性難聴の治療を対象に、受給者証により窓口負担額が自己負担上限額（月額）までとなる。
特定疾病療養受療証	人工腎臓が必要な慢性腎不全、血友病、HIV感染症の治療を対象に、受給者証により窓口負担額が自己負担上限額（月額）までとなる。

※受給者証（コピー）の受給者番号は塗りつぶすなどしてください。

※受給者証の発行を申請中の場合は、発行後に受給者証（コピー）を添付の上、療養費請求書を提出してください。

請求書提出時の注意点

- ・請求書は、診療月の翌月以降に提出してください。
- ・請求月は医療機関への支払月ではなく受診月です。
〈例〉入院4/16～4/30 支払い5/10 → 4月分として請求
- ・同月の入院・通院及び院外処方の薬代の領収書は、必ずまとめて提出してください。
給付済の追加請求はできませんのでご注意ください。
- ・各種受給者証の添付や住民税非課税世帯の記載は算定に必要です。未添付や記載漏れによる過払いが生じた場合、給付金を返還していただきます。
- ・精神入院助成の対象となる場合は、助成金を考慮し算定するため、互助組合支部事務局又はおしば集中事務センターにお申し出のうえ、請求してください。

給付対象外

- ・入院時の差額ベッド代・食事療養費・居住費、文書料、診断書料、予防接種等の健康保険適用外の費用
- ・介護保険に係わる利用料・医療サービス等

請求書について

- ・請求書は、コピーしてご使用ください。ホームページからもダウンロードできます。

療養費の給付

<記入例>

(様式第三号) 療養費請求書 (退職組合員用)

種別 No	01	整理 No	
-------	----	-------	--

一般財団法人 静岡宗教職員互助組合 様

令和 6 年 4 月受診分を請求します。

請求年月日 令和 6 年 5 月 10 日

※療養費請求書は診療月ごとに1か月1枚です。同じ月の領収書(コピー)は必ず

組合員番号 0 0 0 9 9 9 9 9

フリガナ ゴジョ タロウ

氏名 互助 太郎

日中連絡先(携帯等) 090 - 0000 - 0000

生年月日 38 年 4 月 25 日 (受診時の年齢 60 歳)

◆自己負担割合を○で囲む【⁵⁹1割・2割・**3割**】

◆加入している健康保険の番号を○で囲む

① 国民健康保険	6 私学共済
2 後期高齢者医療	7 静岡州市町村共済
3 協会けんぽ	8 地方職員共済
4 公立共済現職	9 その他共済
5 公立共済任継	10 企業の健康保険

◆9・10に該当する方は、健保名称を記入

◆10の方→付加金制度の有無のいずれかを○で囲む【有・無】

付加金の支給を受けた場合、付加金支給決定通知書のコピーを添付

◆登録口座を変更する場合又は登録口座が不明の場合のみ記入(変更する場合は通帳のコピーを添付)

給付金受取口座(普通預金)

銀行 銀行

・登録口座を変更しない場合は記入不要です。
・給付金受取口座は、組合員本人又は組合員である配偶者の口座のみ登録できます。(組合員が死亡した場合は遺族)

◆領収書等()

<69歳以下の方> 「医療費のお知らせ」を添付する場合は、下表(太枠)

受診年月	令和 6 年 4 月分	保険適用自己負担額
医療機関名	入院	外来 調剤薬局
1 駿府クリニック		3,402 2,763
2 葵総合病院	57,600	4,500 804
3		
4		

◆90歳以上の方(70歳以上の方は記入不要です) *調剤薬局分は処方箋を発行した医療機関と同じ行に記入

◆所持している場合はご記入ください。

◆69歳以下の方 「医療費のお知らせを添付する場合」

・「医療費のお知らせ」を見ながら、医療機関ごとに入院、外来、調剤薬局の自己負担額を必ず記入してください。

・入院又は外来 + 調剤薬局の自己負担額が 5,170 円以上の自己負担額を記入してください。

<医療費のお知らせ(例)>

被保険者証番号
△△△△△△△△

国民健康保険医療費通知書(明細)

通知対象期間: 令和 ●年 ●月~令和 ●年 ●月受診分

作成年月日 令和 ●年 ●月 ●日

受診年月	被保険者の氏名	保険医療機関名等	入院・通院・調剤・薬局・食事の別	入院等の回数	医療費の額(食事費の別)	被保険者の支払った医療費の額(一部負担金)	備考欄
令6.4	互助 太郎	駿府クリニック	通院	2	11,340	3,402	
令6.4	互助 太郎	葵総合病院	入院	5	800,000	57,600	
令6.4	互助 太郎	葵総合病院	通院	1	150,000	4,500	
令6.4	互助 太郎	葵医院	通院	1	6,670	2,001	※葵医院は、対象外のため記入しない
令6.4	互助 太郎	城内薬局	調剤	1	9,210	2,763	
令6.4	互助 太郎	城内薬局	調剤	1	2,680	804	

療養費の給付

69歳以下の方

●療養費請求書に必要事項を記入してください。

〈注意点〉住民税が非課税の方は必ず口欄にレ点をつけてください。

公的年金受給者は、「年金振込通知書」の個人住民税欄が「0円」の場合に該当します。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分が「才」の方が該当。

(下表〈69歳以下の自己負担限度額1か月〉参照)

健康保険の高額療養費制度とは？

高額療養費申請の流れ

健康保険
医療機関

被保険者
被扶養者

① 医療費の支払い (自己負担額) → 医療機関

② 高額療養費支給申請書の提出 → 健康保険

③ 払い戻し*

※払い戻しは診療月から3か月以上かかります

「限度額適用認定証 (非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)」とは？

限度額適用認定証申請の流れ

健康保険
医療機関

被保険者
被扶養者

① 事前に申請 → 健康保険

② 所得区分を認定し「限度額適用認定証」を交付

③ ②で交付された「限度額適用認定証」及び「保険証」を提示

※限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を取得するためには、加入している健康保険窓口への申請が必要です。

〈69歳以下の自己負担限度額1か月〉

適用区分	所得等の基準		月単位の自己負担限度額 総医療費…保険診療の全額分	多数回 該当 限度額 ※2
	協会けんぽ等 標準報酬月額	国保加入者 旧ただし書所得等 ※1		
ア	83万円以上	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	53万円以上 79万円以下	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	28万円以上 50万円以下	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	26万円以下	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 旧ただし書所得等…総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

※2 多数回該当限度額…過去12か月に3回以上高額療養費に該当したときの4回目以降の限度額

70歳以上の方

- 療養費請求書に必要事項を記入してください。
 - ・自己負担割合は、1割・2割・3割のいずれかを○で囲んでください。

〈注意点〉 住民税が非課税の方は必ず欄にレ点をつけてください。

※自己負担割合が1割又は2割で、住民税が課税されていない世帯の方が対象です。
「年金振込通知書」の個人住民税欄が「0円」の場合に該当します。

※入院した場合

区分Ⅱ・区分Ⅰのいずれかを○で囲んでください。
区分は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」で確認できます。
「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、加入している健康保険の窓口への申請が必要です。
詳細は、加入している健康保険窓口にお尋ねください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限令和	6年 7月31日
交付年月日令和	5年 8月 1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	静岡市葵区駿府町1-12
氏名	互助太郎 男
生年月日	昭和 2年10月24日
発効期日	令和 5年 8月 1日
適用区分	区分Ⅰ
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39221015 静岡後期高齢者医療保険組合

〈見本〉

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を所持している場合の例
(下表〈70歳以上の自己負担限度額1か月〉参照)

〈例1〉

Aさん 70歳 自己負担割合2割 住民税非課税世帯「区分Ⅰ」

- ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」をA病院の窓口で提示すると外来のみの場合、A病院では1か月8,000円までの支払いですみます。

さらに B病院を受診して3,000円を窓口で支払うと、1か月の自己負担限度額（外来のみ）は8,000円のため、3,000円の高額療養費が支給されます。

※加入している健康保険に高額療養費支給申請手続きをしてください。

退職互助部療養費給付（8,000円－5,000円）×0.6 → 1,800円給付

〈例2〉

Bさん 75歳 自己負担割合1割 住民税非課税世帯「区分Ⅱ」

- ・C病院に入院する際、「限度額適用・標準負担額適用認定証」を提示すると1か月24,600円までの支払いですみます。

☆「認定証」を医療機関に提示することにより、入院時の食事代の軽減も受けられます。

さらに C病院に通院して6,000円を窓口で支払うと、1か月の自己負担限度額（外来＋入院）が24,600円までのため、6,000円の高額療養費が支給されます。

※加入している健康保険に高額療養費支給申請手続きをしてください。

退職互助部療養費給付（24,600円－5,000円）×0.6 → 11,700円給付

〈70歳以上の自己負担限度額1か月〉

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来のみ（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）〈 〉は多数回
現役並み所得者	3割	【現役並みⅢ】課税所得690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% 〈140,100円〉
		【現役並みⅡ】課税所得380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% 〈93,000円〉
		【現役並みⅠ】課税所得145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% 〈44,400円〉
一般	1割	★18,000円（年間上限額144,000円）	57,600円 〈44,400円〉
低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	又は	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	2割	8,000円	15,000円

自己負担限度額を超えると加入している健康保険より高額療養費の支給があります。

詳しくは加入している健康保険窓口にお尋ねください。

★後期高齢者医療保険の方は、18,000円又は6,000円＋（医療費－30,000円）×10%の低い方

療養費の給付

確定申告で医療費控除を受ける際の留意点

納税者自身や、その人と生計を一にする配偶者その他の親族のために、年間（1月～12月）に支払った医療費が一定額以上ある場合は、「医療費控除」として所得から差し引くことができます。

医療費控除の対象となるもの

1. 保険適用の医療費

退職互助部療養費給付金は「保険金などで補てんされる金額」に該当するため、申告の必要があります。

④ 退職互助部から送付する療養費の給付金送金明細書は、確定申告の資料となりますので、保管しておいてください。

2. 保険適用外の医療費

3. 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価

4. 病院までの交通費等（一部対象外あり）

ご存知ですか？

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられる制度です。

医療費控除の一部であるため、従来の医療費控除と同時に利用することはできません。申告者自らがどちらかを選択することになります。

人間ドック検診費補助

- 退職組合員が人間ドック・脳ドック・PET・専門ドックを受けたとき、検診費自己負担額のうち5,000円を限度として補助します。
 - 全年齢対象・年齢制限なし
※人間ドックと各種専門ドック（脳ドック等）の同時受診の場合は1回の受診（5,000円限度）として取り扱います。
 - 請求の期限…事由発生の日から1年
- ★提出書類 …… 人間ドック検診費補助請求書
- ★添付書類 …… 人間ドック・脳ドック・PET・専門ドックのいずれかを受けたこと、医療機関名及び受診日が明記されている領収書（コピー）
領収書がない場合には、請求書用紙の「医師の証明欄」に医療機関で記入してもらってください。
（文書料がかかった場合は自己負担となります。）

互助割で更にお得！

下記医療機関では、割引価格で人間ドックや脳ドックが受診できます。
更に、上記人間ドック検診費補助を退職互助部に請求すれば、割引後の自己負担額から5,000円を限度に補助を受けることができます。お得に健康チェックをしましょう！
申し込みの詳細は互助組合HPをご覧ください。



ユーザーID 3626
パスワード gojomaru

令和6年度 互助割契約医療機関一覧表

医療機関名	所在地	医療機関名	所在地
下田メディカルセンター	下田市	SBS 静岡健康増進センター	静岡市駿河区
中伊豆温泉病院	伊豆市	聖隷健康サポートセンター Shizuoka	静岡市駿河区
芹沢病院	三島市	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区
池田病院	駿東郡長泉町	西焼津健診センター	焼津市
聖隷沼津健康診断センター	沼津市	静岡県予防医学協会総合健診センター	藤枝市
西島病院	沼津市	志太医師会検診センター	藤枝市
御成橋栄クリニック	沼津市	遠州病院	浜松市中央区
富士健診センター	富士市	浜松赤十字病院	浜松市浜名区
ふじの町クリニック・健診センター	富士市	聖隷健康診断センター	浜松市中央区
静岡市清水医師会	静岡市清水区	聖隷予防検診センター	浜松市中央区
JA静岡厚生連 静岡厚生病院	静岡市葵区	すずかけセントラル病院	浜松市中央区

給付全般 祝品

災害見舞金

●退職組合員居住の住宅が水害・地震・火災・突発的な事故（故意・重大な過失によるものを除く）等による被害を受けたとき給付します。

- 全焼、全壊又は流出したとき……………30,000円
- 半焼又は半壊したとき……………20,000円
- 床上浸水するとき……………10,000円
- 所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき… …5,000円

★提出書類 ……災害見舞金請求書

★添付書類 ……罹災証明書（コピー）

罹災証明書がない場合は、請求書用紙の「罹災証明欄」に所轄官公庁で証明してもらってください。

※該当家屋に複数の退職組合員が居住している場合はそれぞれ請求できます。

死亡弔慰金

●退職組合員が死亡したとき、10,000円を給付します。

★提出書類 …… 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書（70歳以下）又は
退会届兼死亡弔慰金請求書（71歳以上）

★添付書類 …… 死亡診断書又は除籍済の戸籍抄本（コピー）
退職組合員証

退会金

●70歳以下の退職組合員が死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき、退会金を給付します。

★提出書類 …… 退会金請求書又は
退会金請求書兼死亡弔慰金請求書

★添付書類 …… 退職組合員証
転出後の住民票（コピー）（県外へ転出した場合）

※静岡県外へ転居しても、「元の支部」又は「その他支部」として継続することができます。

長寿祝品

●退職組合員が満77歳（喜寿の祝い）に達する年度に、祝品を贈呈します。

※祝品の発送は9月中旬になります。発送については該当の方に事前に連絡します。

給付金請求書の受付と送金日

原則、毎月10日までに支部又はおしば集中事務センターで受け付けた請求書は翌月15日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に送金します。



おしば集中事務センターは郵送による提出のみ受け付けます。

給付請求の期限

- 療養費…事由発生の日から2年(令和6年3月診療分までは1年)
※事由発生日を診療月の末日とします。
- 災害見舞金…事由発生の日から1年
- 死亡弔慰金・退会金…事由発生の日から3年

◎給付金などの諸用紙は様式集(巻末参照)をコピー又はホームページからダウンロードしてご利用ください。送付を希望される場合は、所属支部へお願いします。

◎各種お問い合わせについては、所属支部又はおしば集中事務センターあてにご連絡ください。

個人情報の取り扱いについて

提出される各種請求書や届出用紙は、退職互助部事業に係る事務処理のみに利用します。

支部と地区委員制度

退職互助部に加入すると、組合員は、居住地の支部に所属します。支部では、各種請求書の受付や支部事業の企画運営など、地域の特性を生かしながら活動しています。

支部の中には、学区や町内単位で地区委員がおり、年に数回組合員宅を訪問し組合員に声をかけながら支部だより等を配布しています。地区委員の皆様には、個々の組合員と支部との交流を深めることを役割として活動していただいています。

支部や地区委員制度によって組合員数31,000人を超える退職互助部という大きな組織が円滑に運営されています。

ぜひ、地区委員制度をご理解いただき、ご協力をお願いします。

そ の 他

事業内容は、規程等の改正に伴い変更となる場合があります。

※改正時には、互助新聞にてお知らせします。

生涯支援の観点により、原則死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき以外の任意による退会はできません。

厚生事業 他

文化・厚生・公益事業・支部事業

詳しくは、互助新聞や支部だよりなどでお知らせします。

心に感動とうるおいを

○文化・厚生・公益事業

チケット斡旋…ディズニー・コーポレート・プログラム（パークチケット購入に使用できる利用券）プロ野球・歌舞伎・コンサート など

フィールドワーク…日帰りトレッキングや文化・歴史散策

リピーター率が高く、大変好評をいただいています。ぜひご参加ください。

仲間とつながり、ワクワクしよう！かがやこう！

○支部事業

研修旅行・大人の社会見学・各種講習会（生花教室・ゴルフ教室等）

各種趣味の会（絵画・ゴルフ・テニス・俳句・書道・体操・卓球・絵手紙等）

各支部が企画し、工夫を凝らした魅力的な事業ばかりです。



ボランティア活動支援事業

互助組合で傷害保険に加入し、ボランティア活動中の万一の事故に対応します。所属支部に申し込んでください。

相談センター

「困った時はお気軽にお電話ください」

悩み、困りごとなどどんなことでもお気軽にご相談ください。
相談委員が一緒に考えます。

相談委員への相談後、実務手続きや、より専門的な見解が必要であると判断される場合は、専門委員（弁護士、税理士、臨床心理士）を紹介します。無料で相談が受けられる相談券を発行します。（初回の相談料は互助組合が負担します。）

※相談券発行の際は、組合員番号が必要です。お手元に退職組合員証をご準備ください。

フリーダイヤル **0120-034-054**

開設日時：月・水・金曜日（祝日を除く） 午後1時～午後5時

相談無料
秘密厳守



ホームページへのアクセス

互助組合のマスコットキャラクター「ごじょ丸」が退職組合員の皆様に多くの情報を提供していきます。
皆様のアクセスをお待ちしております。

組合員専用ページ

ログインID: 3626
パスワード: gojomaru



<https://gojomaru.com>



互助新聞の発行

隔月（奇数月）1日発行、ご自宅あて郵送します。
互助組合の事業については、「互助新聞」に掲載して皆様にお知らせしておりますので、必ずお読みください。



互助割のご案内

退職組合員証を活用してお得にご利用しよう！

互助割のご案内

窓口で組合員証を提示しよう！



退職組合員証の提示で、静岡県内を中心に、宿泊、美術館、テーマパーク、ゴルフ場、カルチャースクール等、様々な施設で割引・特典が受けられます。



宿泊施設



テーマパーク



介護施設



美術館・博物館



健診機関



葬儀社

対象施設は互助組合ホームページをご覧ください！



ユーザーID: 3626 パスワード: gojomaru

ごじょ丸チケットサービス (Webチケットぴあ)

静岡県内外で開催されるコンサート、イベントのチケットが優先又は割引価格で購入することができます。

●パソコンからの申し込みは…

<https://gojomaru.com>

- ①上記HPから、「チケットご案内」の「ごじょ丸チケットサービス」をクリック。
- ②ユーザーID/パスワードを入力して認証。
3626/gojomaru
- ③認証後、「PiTiPo」チケット画面にリンクしますのでログイン。

※「PiTiPo」チケット画面で、団体ID/PASSが表示されていない場合は、下記を入力ください。

(団体PASS: **gojomaru**)

●スマートフォンからの申し込みは…

<https://pitipo.jp/>

- ①上記URLまたはQRコードから「PiTiPo」チケット画面へアクセス。
- ②TOP画面で、団体ID/PASSを入力。
(団体PASS: **gojomaru**)



そして…「PiTiPo」チケット画面内でチケット予約専用の個人ユーザー登録(無料)をお済ませください。
(次回からのご予約がスムーズです！)

※個人ユーザー登録(無料)は組合員ID/PASSとは異なりますので、ご注意ください。 ※携帯電話、スマートフォンからのご利用の方は、メール受信設定の変更をお願いします。

ご予約完了後は…

- ①先着受付の場合、予約完了後にお支払画面に進みます。抽選受付の場合、当落メール後に当選者のお支払画面に進みます。
- ②お支払が済みましたら予約完了です。チケットは公演2週間前までにご登録住所へ配送されます。

● F A Xによるお申込方法… チケットぴあ名古屋株：052-939-5006

(対象公演は、互助組合HPをご確認ください。)

A4サイズの用紙に下記をご記入の上、チケットぴあまでFAXにてお申し込みください。

- ①公演名 ②公演日時 ③希望席種 ④枚数 ⑤お名前 ⑥住所 ⑦所属 (又は退職互助部)
- ⑧お電話番号 ⑨FAX番号 (ご自宅等)

ご予約完了後は…

- ①ご予約完了者のみに予約完了FAXが月末までに【⑨に記載のFAX番号】へ送信されます。月末までにFAXが届かない場合は、ご予約不成立(落選等)となりますのでご了承ください。
- ②FAX文内に記載のお支払方法にて、期日までにお支払いください。
- ③チケットは公演2週間前までに記載の住所へ配送されます。

※お支払はコンビニ/クレジットカードがご利用いただけます。 ※チケット代とは別に郵送料が必要です。

ご不明な点は下記までお問合せください。

PiTiPoチケットサービスサポートデスク 052-937-3990 (平日10:00~18:00)

ローソンチケットが運営する法人会員サービス

ローチケ ビズプラス
LAWSON TICKET
O-チケ biz+

ticket

- ・会員限定の割引や先行予約等の特典あり
- ・面倒な事前の個人登録は不要、24時間欲しい時にすぐ購入
- ・通常チケットの購入時にかかる手数料がいつでも無料

システム利用料220円/1枚

店頭発券(入金)手数料110円/1枚



0円

その他

チケット以外のオプションメニューも充実！

本やDVD、コスメなど物販の割引クーポン、ローソントラベルオリジナルツアー、ホテル予約5%OFF、航空券予約3,000円OFF 他

専用サイト
はこちら



ローチケbiz+会員専用サイト

<http://l-tike.com/bizplus/premium.html>

ログインパスワード (半角英数)

k408A2kt

※ローマ字O(オー)の大文字半角です。

※ログイン画面で入力してください。

■教職員互助組合の斡旋事業

相談内容	相談窓口	相談方法・連絡先
遺言信託業務 相続関係業務	三井住友信託銀行 財務コンサルタント	直接電話 <ul style="list-style-type: none"> ●静岡支店・静岡中央支店 静岡市葵区紺屋町3-10 TEL 0120-303-420 ●沼津支店 沼津市大手町5丁目4-2 TEL 0120-800-645
	みずほ信託銀行浜松支店 財務アドバイザー	直接電話 浜松市中央区鍛冶町332-1 TEL 053-454-6411
不動産関係	三井住友信託銀行	直接電話 <ul style="list-style-type: none"> ●静岡支店・静岡中央支店 静岡市葵区紺屋町3-10 TEL 0120-303-420 ●沼津支店 沼津市大手町5丁目4-2 TEL 0120-800-645
	みずほ不動産販売株式会社	互助組合ホームページ上にて受付けております。

■各種相談窓口（参考）

	相談内容	相談窓口	連絡先
年金・保険 (任意継続)	公立共済退職共済年金 公立共済任意継続組合員	県教育委員会 教育厚生課内相談室	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館 8階 TEL 054-221-3623
	公立学校共済組合本部	年金相談センター	TEL 03-5259-1122
	私学共済年金給付 私学共済任意継続加入者	日本私立学校振興・ 共済事業団共済事業本部	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03-3813-5321
	文部科学省共済組合 任意継続組合員	文部科学省	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 TEL 03-5253-4111
	国民年金・厚生年金	ねんきんダイヤル	TEL 0570-05-1165
教職員共済	自動車共済・火災共済 団体生命共済・医療共済 他	教職員共済 静岡県事業所	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内 TEL 054-251-1085

組合員に関する規程

平成25年3月7日 制定
平成26年3月11日 改正
平成31年3月12日 改正
令和2年3月10日 改正
令和4年2月10日 改正
令和4年3月10日 改正
令和6年3月12日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、定款第56条第3項の規定に基づき、一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）の組合員の資格並びに掛金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現職組合員の資格)

第2条 定款第56条第2項第1号から第3号及び第5号に規定する者のうち年度末時点で定年前の者で、加入資格を有した日から90日以内に互助組合に届出をした者。

- 2 前項に規定する加入資格の定年は、静岡県職員の定年等に関する条例等もしくは加入する所属所の就業規則等に定めるものを適用する。
- 3 定年の年齢に達した日の属する年度末の翌日に現職組合員の資格を喪失する。
- 4 前各項の規定にかかわらず、この法人の事業の維持、発展を阻害する行為があった場合は、理事会の議決により加入を認めないことがある。

(退職組合員の資格)

第3条 定款第4条に規定する事業を実施するため、退職組合員を置くことができる。

- (1) 退職組合員は、退職日の属する年度末に満50歳以上かつ現職組合員の期間が10年（昭和58年3月31日以前の組合在会者については5年）以上の現職組合員であって、退職後6か月以内に届出をした者。
 - (2) 退職組合員となった者の配偶者であって、退職後6か月以内に届出をした者及び退職日の属する年度末に満50歳以上かつ現職組合員の期間が10年（昭和58年3月31日以前の組合員については5年）以上の現職組合員が死亡した場合において、その配偶者で6か月以内に届出をした者。
ただし、現職組合員の退職日の属する年度末に満50歳以上になる配偶者。
 - (3) 前各項に準ずる者で、退職組合員として理事会が特に加入を認めた者。
 - (4) 前各号により届出をした者で退職日の属する月の翌月以降、継続加入会費を完納した月から退職組合員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の事業の維持・発展を阻害する行為があった場合は、理事会の議決により加入を認めないことがある。

(掛金及び会費)

第4条 現職組合員は、次に定める掛金及び会費を負担するものとする。ただし、産前産後休業及び育児休業期間中（当該月の1日現在又は、当該月に休業等の開始日から終了日までの日数が14日以上取得を含む。）の掛金及び会費は免除する。

- 2 現職組合員は、掛金及び会費として毎月給料月額額の1000分の15（任用期間の定めのある者は、事業の運営に関する規程第8条第1号に規定する掛金）を負担する。
ただし、1000分の15のうち、1000分の9は、組合員長期預り金として積み立てる。
- 3 退職組合員は、会費として継続加入時に別表に定める額を納入する。

(権 利 義 務)

第5条 組合員の権利義務については、理事会の決議により別に定める。

(権利の喪失)

第6条 組合員は、第2条又は第3条に掲げる資格を喪失すると同時に、組合員としての一切の権利を喪失する。ただし、別に規程を定めた場合はこの限りではない。

(届 出)

第7条 組合員は、その資格を喪失し、又はその資格に変動があったときは、ただちに届出しなければならない。

(掛金及び会費の使途)

第8条 第4条の掛金及び会費は、定款第4条に掲げる事業を実施するために使用する。

(除 名)

第9条 組合員であって、この法人の目的に反する行為のあった者及びこの法人の発展を阻害する行為のあった者は、理事会の議決を経て除名することができる。

(退職慰労金)

第10条 組合員が退職したときは、退職慰労金を給付する。

- 2 退職慰労金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。

(退 会 金)

第11条 組合員が次の各号に該当したときは、退会金を給付する。

- (1) 現職組合員については、退職したとき
 - (2) 退職組合員については、死亡したとき又は県外へ転出し、退会を希望したとき
- 2 退会金の額は、別に定める基準により算出した額とする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

別表（組合員に関する規程第4条第3項に定める継続加入会費の額）

年 齢	継続加入会費の額	年 齢	継続加入会費の額
満50歳	55万円	満63歳	42万円
満51歳	54万円	満64歳	41万円
満52歳	53万円	満65歳	40万円
満53歳	52万円	満66歳	38万円
満54歳	51万円	満67歳	36万円
満55歳	50万円	満68歳	34万円
満56歳	49万円	満69歳	32万円
満57歳	48万円	満70歳	30万円
満58歳	47万円	満71歳	28万円
満59歳	46万円	満72歳	26万円
満60歳	45万円	満73歳	24万円
満61歳	44万円	満74歳	22万円
満62歳	43万円	満75歳以上	20万円

※年齢は、退職日の属する年度の年度末の年齢をいう。

附 則

この変更は、平成26年3月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この変更は、令和2年3月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和4年2月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

退職互助部事業の運営に関する規程

平成25年4月1日 制定
平成26年3月11日 改正
平成26年12月12日 改正
平成28年3月9日 改正
平成30年3月7日 改正
平成31年3月12日 改正
令和2年3月10日 改正
令和2年6月9日 改正
令和3年3月10日 改正
令和4年2月10日 改正
令和4年3月10日 改正
令和6年3月12日 改正

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）事業の運営に関する規程（以下「事業運営規程」という。）第54条に基づき現職組合員の退職後の福利厚生を図ることを目的とする退職互助部事業について定める。

(事 業)

第2条 退職互助部は次の事業を行う。

- (1) 給付事業
- (2) 福祉事業
- (3) 貸付事業
- (4) その他必要な事業

第 2 章 組 合 員

(届 出)

第3条 組合員に関する規程（以下「組合員規程」という。）第2条並びに第3条に規程する組合員の届出は次の各号による。

- (1) 現職組合員は、組合員に関する規程第2条による届出と同時に退職互助部に届出するものとする。ただし、任用期間の定めがある組合員を除く。
- (2) 退職組合員の資格を有する者は、退職後6か月以内に退職互助部継続加入届により退職互助部に届出なければならない。

(異 動)

第4条 組合員が資格を失い又は変動があったときは、直ちに退職互助部に届出なければならない。

2 次の場合は資格を喪失し、退会とする。

- (1) 退職組合員が死亡したとき
- (2) 退職組合員が所在不明となってから3年を経過したとき

(権利の喪失)

第5条 組合員が死亡したとき又は退職組合員が県外へ転出し希望したときに組合員の資格を喪失すると同時に一切の権利を失なうものとする。

2 退職組合員は、一切の権利の放棄を届出たとき、退職組合員の資格を喪失すると同時に一切の権利を失なうものとする。

(除 名)

第6条 組合員で退職互助部の目的に反する行為があった者、あるいは退職互助部の発展を阻害する行為のあった者は、退職互助部部長会の議を経て理事会で除名することができる。

第 3 章 会 費 及 び 会 計

(会 費)

第7条 退職互助部の会費は次の各号による。

- (1) 現職組合員は組合員規程第4条第2項に規定する掛金及び会費のうち毎月給料月額1,000分の1を退職互助部会費とする。ただし、産前産後休業及び育児休業期間中（当該月の1日現在又は、当該月に休業等の開始日から終了日までの日数が14日以上取得を含む。）の会費は免除する。

(2) 退職組合員は組合員規程第4条第3項に規定する会費を負担するものとする。

(準備金)

第8条 各事業年度において剰余金を生じたときは支払準備金に繰入れるものとする。

第4章 給付事業

(退職互助部の給付)

第9条 退職互助部は組合員の退職後の療養、災害、死亡、退会に関し給付を行うものとする。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第10条 この規程に基づき給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができる給付でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給するものとする。

(給付請求の期限)

第11条 給付を受ける権利は、その事由の発生の日から下記の期間請求しないときは消滅する。

- (1) 療養費…2年
- (2) 災害見舞金…1年
- (3) 退職組合員の退会金…3年
- (4) 退職組合員の死亡弔慰金…3年

(給付の種類)

第12条 この規程による給付は次のとおりとする。

- (1) 療養費
- (2) 災害見舞金
- (3) 死亡弔慰金
- (4) 退会金

(療養費)

第13条 退職組合員が疾病にかかり又は負傷により療養を受けたときは、療養費を給付する。

2 給付の対象となる療養費は、保険適用の療養費（入院時食事療養費の自己負担額を除く。）とし、高額療養費、公費助成金等は除く。

3 療養費の額の算定方法は次の各号による。

- (1) 69歳以下の療養費は同一月の療養費を医療機関ごと（院外処方薬代を含む。）とし、通院と入院はそれぞれ計算する。
- (2) 70歳以上の療養費は、同一月の療養費をすべて合算し計算する。
- (3) 上記(1)及び(2)により算出した額から、それぞれ5,000円を控除した合計額に0.6を乗じて得た額とする。
- (4) その月の算定額が20,000円を超えた場合、給付額は20,000円とする。
- (5) 算定額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(災害見舞金)

第14条 退職組合員が水、震、火災等によって現に居住している家屋に損害を受けたときは、災害見舞金を給付する。

2 災害見舞金の額は次の基準による。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 全焼、全壊又は流出したとき | 3万円 |
| (2) 半焼、又は半壊したとき | 2万円 |
| (3) 床上浸水の時 | 1万円 |
| (4) 所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき | 5千円 |

(死亡弔慰金)

第15条 退職組合員が死亡したときは、死亡弔慰金を給付する。

2 死亡弔慰金の額は、1万円とする。

(退会金)

第16条 組合員が次の各号に該当したときは、退会金を給付する。

- (1) 現職組合員については退職したとき
 - (2) 退職組合員については死亡したとき又は県外へ転出し退会を希望したとき
- 2 現職組合員の退会金の額は、別に定める退職慰労金等算出基準により算定した額とする。
- 3 平成12年3月以前に加入した退職組合員の退会金については次の各号とする。
- (1) 退会金の額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額から、在会年度数1年につき1万円を控除した額とする。ただし、控除額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額の半額までをもって限度とする。

規 程

- (2) 最終控除額が1万円に満たないときは、その額をもって控除額の限度とする。
 - (3) 在会年度数は、平成8年度以降の在会年度数とする。
 - (4) 満71歳から退会金はなしとする。
- 4 平成12年4月以降平成18年3月までに加入した退職組合員の退会金については、次の各号とする。
- (1) 退会金の額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額から、在会年度数1年につき2万円を控除した額とする。ただし、控除額は、当該組合員が加入時に拠出した会費の額の3分の2までをもって限度とする。
 - (2) 最終控除額が2万円に満たない時は、その額をもって限度額とする。ただし、退会金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額とする。
 - (3) 満71歳から退会金はなしとする。
- 5 平成18年4月以降に加入した退職組合員の退会金については、次の各号とする。
- (1) 満65歳までに退会したときは、20万円とする。
 - (2) 満66歳以上満70歳までに退会したときは、10万円とする。
 - (3) 満71歳から退会金はなしとする。
- 6 令和7年4月以降に加入した退職組合員の退会金については、次の各号とする。
- (1) 満70歳までに退会したときは、20万円とする。
 - (2) 満71歳以上満75歳までに退会したときは、10万円とする。
 - (3) 満76歳から退会金はなしとする。

(給付の減額)

第17条 戦争、内乱、地震、風水害、津波、噴火、その他退職互助部の責任に帰することのできない原因によって運営が困難に陥ることが予想される場合は、理事会の議決により給付額を減ずることができる。

(給付の停止)

第18条 給付の請求が次の各号により行われたときは理事会の議決により、全部又は一部の給付を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき
 - (2) 給付の原因に虚偽があったとき
 - (3) 給付の請求その他に関し、不正の事実があったとき
 - (4) 会費の納入を怠ったとき
 - (5) その他退職互助部の事業の発展を阻害する行為のあったとき
- 2 前項に該当した事実が給付後に判明したときは、給付額の全部若しくは一部を返還させることができる。

第5章 福 祉 事 業

(福 祉 事 業)

第19条 退職互助部は組合員の福祉増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 組合員の宿泊又は保養のための施設の利用の斡旋
 - (2) 組合員の地区懇親会
 - (3) 職業、貯蓄、住宅、旅行等の相談に応ずる事業
 - (4) 年金(恩給)額の改訂の運動
 - (5) その他組合員の福祉の増進に資する事業
- 2 前項の福祉事業を実施するために必要な要項は別に定める

(費 用)

第20条 前条の事業を利用する者に対して必要あるときは所要経費の一部又は全部を徴収することができる。

- 2 退職互助部の発行する「互助新聞」の購読料は退職互助部の会費に含むものとする。

第6章 貸 付 事 業

(貸付事業の充実)

第21条 退職互助部は事業運営規程第2条第3号に規程する貸付事業を充実するためにこの事業の資金を予算の範囲内で融資することができるものとする。

第7章 雑 則

(事業運営規程の準拠)

第22条 この規程に別段の定めがある事項を除くほかはすべて定款及び事業運営規程の定めるところによる。

(細 則)

第23条 退職互助部の運営に必要な細則は別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、一般財団法人静岡県教職員互助組合の設立の登記の日から施行する。

(財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部規程の廃止)

2 財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部規程（昭和40年3月21日制定）を廃止する。

附 則

この変更は、平成26年3月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成26年12月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成28年3月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、平成30年3月7日から施行し、平成31年4月診療分から適用する。

附 則

この変更は、平成31年3月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和2年3月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和2年6月9日から施行し、令和3年4月診療分から適用する。

附 則

この変更は、令和3年3月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和4年2月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和4年3月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和6年4月診療分から適用する。

附 則

この変更は、令和6年3月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

退職互助部事業の運営に関する細則

平成25年4月1日 制定
平成31年3月20日 改正
令和2年3月16日 改正
令和3年3月31日 改正

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この細則は一般財団法人静岡県教職員互助組合（以下「この法人」という。）退職互助部事業の運営に関する規程（以下「退職互助部事業運営規程」という。）第23条に基づいて決める。

(届 出)

第2条 退職互助部は継続加入届（様式第1号）を受けたときは組合員証を交付する。

2 退職組合員は届に記載した事項に異動又は変動のあったときは異動届（様式第2号）により退職互助部に届出なければならない。

(退職組合員台帳)

第3条 退職互助部は退職組合員台帳を備えて、異動又は変動及び給付に必要な状況を明らかにしておかなければならない。

(書類の提出)

第4条 退職互助部に提出する請求書、申込書、届出書及びその他の書類は現職組合員については所属所長を経由し、退職組合員については直接退職互助部に提出しなければならない。

(請求に関する制限)

第5条 給付の請求又は貸付の申込については、前月分までの会費が完納されたものでなければこれを行うことができない。

第2章 給 付

(給付整理簿)

第6条 退職互助部は給付の種別ごとに給付整理簿を備え、給付額、給付年月日、その他必要な事項を記入して整理しなければならない。

(療 養 費)

第7条 療養費の給付を受けようとするときは、療養費請求書（様式第3号）に請求書様式に記載されている添付書類を添えて退職互助部に提出しなければならない。

(災害見舞金)

第8条 災害見舞金の給付を受けようとするときは、災害見舞金請求書（様式第4号）に所轄官公庁が発行した罹災証明書添えて退職互助部に提出しなければならない。

(死亡弔慰金)

第9条 死亡弔慰金の給付を受けようとするときは、下記のいずれかの請求書に請求書様式に記載されている添付書類を添えて退職互助部に提出しなければならない。

- (1) 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書（様式第5号の1）
- (2) 退会届兼死亡弔慰金請求書（様式第5号の2）

(退 会 金)

第10条 退会金の給付を受けようとするときは、下記のいずれかの請求書に組合員証及び請求書様式に記載されている添付書類を添えて退職互助部に提出しなければならない。ただし、現職組合員にあってはこの法人と同一の用紙で行う。

- (1) 退会金請求書兼死亡弔慰金請求書（様式第5号の1）
- (2) 退会金請求書（様式第6号）

(請 求 人)

第11条 給付の請求人は組合員又はその遺族及び組合員の委任を受けた代理人でなければならない。

第 3 章 会 計

(振 込)

第12条 会費等の振込は退職互助部の指定する金融機関に払込むものとする。

(支 払)

第13条 給付金等退職互助部からの支払は原則として銀行口座振込をもって行う。

(会 計 帳 簿)

第14条 退職互助部は会計に関する諸帳簿を備えて必要事項を記入し、証拠書類とともに整備しなければならない。

第 4 章 雑 則

(細則の改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事長が行う。

附 則

(施 行 期 日)

1 この細則は、一般財団法人静岡県教職員互助組合の設立の登記の日から施行する。

(財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部運営細則の廃止)

2 財団法人静岡県教職員互助組合退職互助部運営細則（昭和40年3月12日制定）を廃止する。

附 則

この変更は、平成31年3月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和2年3月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、令和3年3月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

異動届

異動届の提出

転居・住居表示の変更などで住所や電話番号が変わったときや、給付金の振込先の銀行・支店・口座番号・口座名義を変更したときは、所属する支部に提出してください。

「異動届」は、ホームページからダウンロード又は所属の支部にご連絡ください。

異動届 (住所及び振込先等変更届)

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様 提出年月日 令和 年 月 日

▼(様式番三) 給付金受取口座を変更する場合は、通帳のコピー等を添付してください。

下記のとおり、変更がありましたので届け出をいたします。

届	退職組合員	組合員番号	フリガナ名	
	退職組合員			
出 者 の 変 更	新	〒	(新)地区番号	
		フリガナ	※所属支部記入	
	電話番号(- -)			
	旧	〒	(旧)地区番号	
	電話番号(- -)			
入 取 金 受 取 口 座 の 変 更	退職組合員 (新口座) (普通預金)	銀行番号	店番	店
		口座番号		
		フリガナ		
		口座名義		
	退職組合員 (新口座) (普通預金)	銀行番号	店番	店
		口座番号		
		フリガナ		
		口座名義		
記入不要	備考	確認印	支部受付	

所属支部 へご提出ください。 0504

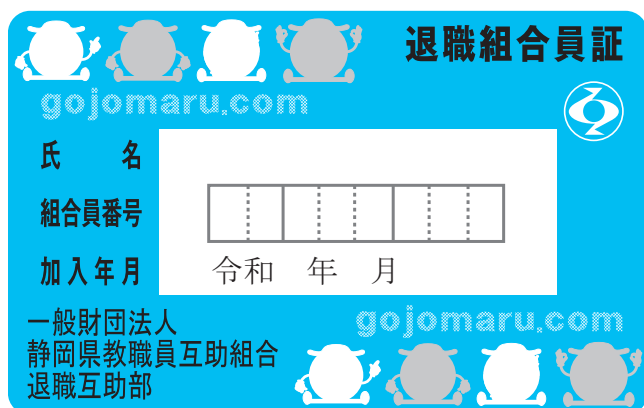
住所を変更したら
必ず「異動届」を提出してね!



退職組合員証

退職組合員証は大切に保管してください。
組合員番号等、控えておきましょう。
※退職組合番号は「現職」のものとは異なります。

(表)



(裏)

1. 本証は、割引施設等を利用する際に提示してください。
2. 本証は、他人に貸与できません。
3. 本証は、退会の際に返納してください。
4. 本証を拾得された方は教職員互助組合までご連絡ください。
※事業内容は、規程等の改正に伴い、変更となる場合があります。

一般財団法人 静岡県教職員互助組合
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-12
TEL (054) 254-3626

様式集

事業改正等に伴い、様式は改定することがあります。
最新版は互助組合ホームページより取得してください。

(様式第三号)療養費請求書 (退職組合員用)

種別 No	1	2	整理 No	6	11
	01				

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様				請求年月日 令和 年 月 日	
令和__年__月受診分を請求します。					
※療養費請求書は診療月ごとに1か月1枚です。同じ月の領収書(コピー)は必ずまとめて提出してください。					
受診者記入欄 (該当項目にチェック又は○印をつけてください。)	組合員番号 ¹³				20
	フリガナ				
	氏名				
	日中連絡先 (携帯等)	—			
	生年月日	²⁶ 2 大正 3 昭和 4 平成			³²
	◆自己負担割合を○で囲む【 ⁵⁹ 1割・2割・3割 ⁶⁰ 】				
	⁵⁷ ◆加入している健康保険の番号を○で囲む				
	1 国民健康保険	6 私学共済			
	2 後期高齢者医療	7 静岡県市町村共済			
	3 協会けんぽ	8 地方職員共済			
4 公立共済現職	9 その他共済				
5 公立共済任継	10 企業の健康保険				
◆9・10に該当する方は、健保名称を記入 []					
◆10の方→付加金制度の有無のいずれかを○で囲む【有・無】 付加金の支給を受けた場合、付加金支給決定通知書のコピーを添付					
◆登録口座を変更する場合又は登録口座が不明の場合のみ記入 (変更する場合は通帳のコピーを添付)					
給付金受取口座(普通預金)	銀行 ⁸⁷ 番号	支店 ⁹¹ 番号			⁹³
	銀行 信用金庫 労働金庫 農協		支店		
	口座番号		口座名義(フリガナ)		
	⁹⁴	100	101	¹³⁰	
◆住民税非課税世帯の方は□にレ点を記入する ⁸⁶					
69歳以下…適用区分が「オ」の方					
70歳以上…自己負担割合が1割又は2割で、住民税が課税されていない世帯の方					
◆住民税非課税世帯の70歳以上の方が入院した場合					
◆高額療養費の適用区分いずれか○で囲む 【 ⁶³ 区分Ⅱ・区分Ⅰ ⁶⁴ 】					
※区分は限度額適用・標準負担額減額認定証又は加入している健康保険で確認してください。					
◆住民税非課税世帯とは 住民税が課税されていない世帯です。 不明の場合は、加入している健康保険に適用区分の確認をしてください。					
◆下記手帳を所持している方は、()内に記入					
1 身体障害者手帳 () 級					
2 精神障害者保健福祉手帳 () 級					
◆下記の受給者証等を所持している方は、該当の番号を○で囲み、受給者証等のコピーを添付する					
⁶⁵ ※受給者証等に該当しない診療であっても添付してください。 ⁶⁶					
1 重度心身障害者医療費助成金受給者証 ※ 給付制限「あり」の方のみ給付対象					
2 特定医療費(指定難病)受給者証					
3 特定疾患医療受給者証					
4 特定疾病療養受療証					
◆領収書等(コピー)はクリップ等でまとめてください。					
<p><69歳以下の方> 「医療費のお知らせ」を添付する場合は、下表(太枠)に支払った自己負担額をご記入ください。 (70歳以上の方は記入不要です) * 調剤薬局分は処方箋を発行した医療機関と同じ行に記入してください。</p>					
受診年月 ²¹ 令和 年 月分 ²⁵ 保険適用自己負担額				給付対象額	
医療機関名		入院	外来	調剤薬局	算定
1					給付対象額 ³³ ³⁹
2					
3					控除数 ¹³¹ ¹³²
4					高額(オのみ) ⁵⁴
備考欄	支部調査印				受 付
	県事務局調査印				

所属支部又はおしば集中事務センターへご提出ください。

療養費請求書作成のポイントについて

1 給付対象

健康保険適用の自己負担額

(医師が必要と認め保険給付(療養費)の支給対象となる治療用装具代含む)

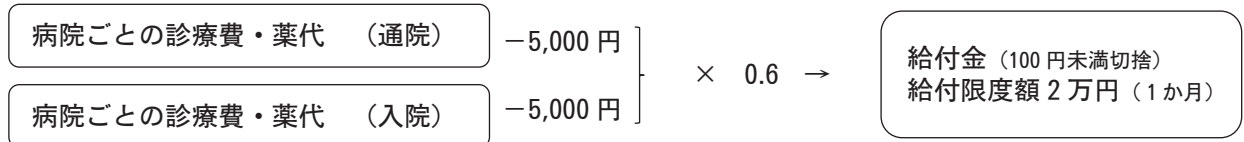
※高額療養費(75歳以上の方の配慮措置の適用含む)、公的助成金、付加金を除く。

※健康保険適用外の費用、介護保険等は対象外

2 算定方法

69歳以下

- 医療機関ごと
- 通院と院外処方薬代を合算
- 入院・通院(院外処方薬代含む)ごと

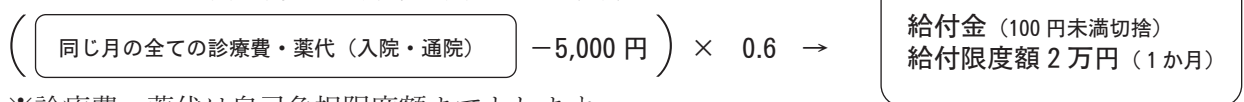


※診療費・薬代は自己負担限度額までとします。

※1医療機関5,170円以上のとき請求することができます。

70歳以上

- 同じ月の診療費・薬代を全て合算



※診療費・薬代は自己負担限度額までとします。

※すべての医療機関・薬局の領収書を合算して5,170円以上のとき請求することができます。

3 添付書類(コピー)

(1) 領収書

①受診者名 ②受診年月日 ③健康保険適用額 ④自己負担割合 が記載されているもの

◇ 薬局の領収書は、「〇〇医院の処方箋による薬代」と記載があるもの

◇ 未収金がある場合、未収金の内容(診療年月日・保険点数等)を医療機関窓口で記入してもらってください。内容の記載がないものは、給付対象外となります。

(2) 付加金支給決定通知書(企業の健康保険に加入されている方で付加金の支給を受けた場合)

(3) 各種受給者証(表面記載の受給者証を所持している場合)

※コピーの受給者番号等は塗りつぶすなどしてください。

(4) 通帳等の金融機関・支店・口座番号・口座名義が確認できるもの(登録口座を変更する場合)

※領収書に代え、保険者(健康保険)が発行する「療養費のお知らせ」の添付により請求できます。

4 給付請求の期限・・・事由発生の日から2年 ※事由発生日を診療月の末日とする

令和6年3月までの診療分については1年

※療養費請求書及び添付書類が完備された日が受付日となります。不備がある場合は受付できませんので、余裕をもってご請求ください。

5 注意事項 詳しくは右QRコードよりホームページ掲載の「退職互助部利用のしおり」をご覧ください。



(1) 診療月の翌月以降に提出してください。

(2) 療養費請求書は、1か月ごとに1枚です。同月の領収書の添付もれがないか充分確認してください。(支払い月ではなく診療月ごとですので、入院の場合は特にご注意ください。)

(3) 添付書類は、1か月分をまとめてクリップでとめてください。

(4) 給付金受取口座について

◇ 登録の受取口座を変更する場合または登録口座が不明の場合のみ記入し、通帳のコピーを添付してください。変更がない場合は、記入の必要はありません。

◇ 受取口座は、組合員本人又は組合員である配偶者の口座のみ登録できます。(組合員が死亡した場合は遺族)

(5) 精神入院助成の対象となる場合は、助成金を考慮し算定するため互助組合事務局にお申し出のうえ請求してください。

(6) 住民税非課税世帯とは、住民税が課税されていない世帯です。公的年金受給者は「年金振込通知書」の個人住民税欄が「0円」の場合に該当します。加入する健康保険が発行する限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分は、「オ」(69歳以下)又は「区分Ⅱ・区分Ⅰ」(70歳以上)となります。適用区分が不明の場合は、加入している健康保険に適用区分の確認をしてください。

(7) 住民税非課税世帯及び適用区分等の申告誤りがある場合、給付金の返還が求められますので正しく記載してください。

災害見舞金請求書

請求年月日 令和 年 月 日

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり請求いたします。

請求者記入欄	退職組合員番号				フリガナ			電話番号		
					氏名					
	生年月日				罹災年月日					
	大正 昭和 年 月 日生 平成				令和 年 月 日					
	居住地									
	注1 見舞金は、登録されている給付金受取口座に送金します。 注2 給付金受取口座の変更を希望される場合は、異動届をご提出ください。									

※罹災証明書（コピー）を添付する場合は、以下の証明欄の記載は不要です。

罹災証明欄	罹 災 証 明 書								
	下記のとおり証明いたします。								
	令和 年 月 日								
	市町長・警察署長・消防署長 印 (該当に○をつけてください)								
	罹災者名			罹災年月日			令和 年 月 日		
災害の種別		水害 ・ 火災 ・ 地震 ・ その他 ()							
所在地			罹災物件		持家 借家				
罹災状況 (割合等)									

裁定 (記入不要)	災害見舞金				円	支部調査印		受 付	
	備 考								
						県事務局調査印			

(様式第四号) ▼ 罹災証明書(コピー)を添付してください。

災害見舞金請求書の作成について

- 1 対象者 退職組合員
- 2 給付対象 退職組合員居住の住宅が水害・地震・火災・突発的な事故（故意・重大な過失によるものを除く）等による被害を受けたとき
- 3 給付額 全焼・全壊又は流出したとき……………30,000円
半焼又は半壊したとき……………20,000円
床上浸水の時……………10,000円
所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき 5,000円
- 4 給付請求の期限 事由発生の日から1年
- 5 請求方法 「災害見舞金請求書」と添付書類を併せて提出してください。
- 6 添付書類（コピー）
罹災証明書
※罹災証明書がない場合
「災害見舞金請求書」用紙の罹災証明欄に証明を受けてください。
(文書料がかかった場合は自己負担となります。)
- 7 その他
該当家屋に複数の退職組合員が居住している場合はそれぞれ請求できます。

人間ドック検診費補助請求書 (脳ドック・PET・専門ドックを含む)

請求年月日 令和 年 月 日

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

下記のとおり請求いたします。

請求者記入欄	退職組合員番号	フリガナ	電話番号	
		氏名		
	生年月日	受診日		受診時年齢
	大正 昭和 年 月 日生 平成	令和 年 月 日		歳
	注1 補助金は、登録されている給付金受取口座に送金します。 注2 給付金受取口座の変更を希望される場合は、異動届をご提出ください。			

医師の証明欄	※領収書（コピー）を添付する場合は、以下の証明欄の記載は不要です。			
	人間ドック等受診証明書			
	下記のとおり証明いたします。			
	受診者名 _____			
	受診日	令和 年 月 日		
種別 (いずれかに○印)	人間ドック・脳ドック P E T ・専門ドック	自己負担額	円	
令和 年 月 日				
住 所 医療機関名 _____ 印				

裁定 (記入不要)	受診日	受診料	補助額	
	令和 年 月 日	円	円	
	備考	支部調査印	受付	
		県事務局調査印		

(様式第七号) ▼領収書(コピー)を添付してください。

人間ドック検診費補助請求書の作成について

- 1 対象者 退職組合員
- 2 給付対象 人間ドック・脳ドック・PET・専門ドック
- 3 対象年齢 全年齢・年齢制限なし（令和6年4月受診分から）
※満61～65歳・70歳・75歳・80歳（令和6年3月受診分まで）
- 4 補助額 自己負担額のうち、5,000円を限度に補助します。
人間ドックと各種専門ドック（脳ドック等）を同時受診した場合は、1回の受診（5,000円限度）として取り扱います。
- 5 給付請求の期限
事由発生の日から1年
- 6 請求方法 「人間ドック検診費補助請求書」と添付書類を併せて提出してください。
- 7 添付書類（コピー）
領収書
 - ・人間ドック・脳ドック・PET・○○ドックのいずれかを受診したことが明記されていること。※一般検診等のみの場合は対象外
明記されていない場合は、ドックを受診したことがわかるもの（受診結果票等）を添付してください。
 - ・受診者名、受診日、金額及び医療機関名が明記されていること。
※領収書がない場合
「人間ドック検診費補助請求書」用紙の医師の証明欄に医療機関で証明を受けてください。
（文書料がかかった場合は自己負担となります。）

退職互助部用

異動届 (住所及び振込先等変更届)

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

提出年月日 令和 年 月 日

下記のとおり、変更がありましたので届け出をいたします。

届			組 合 員 番 号				フリガナ名					
	退職組合員											
出	住所の変更	新	〒 -				フリガナ	(新) 地区番号				
			電話番号 (- -)					※所属支部記入				
者	旧	〒 -				(旧) 地区番号						
		電話番号 (- -)										
記 入 欄	給付金受取口座の変更	退職組合員 (新口座) (普通預金)	銀行番号				店番					
					銀行 信用金庫 労働金庫 農協				店			
			口座番号									
			フリガナ									
	口座名義											
	退職組合員 (新口座) (普通預金)	銀行番号				店番						
				銀行 信用金庫 労働金庫 農協				店				
		口座番号										
フリガナ												
口座名義												
記入不要	備考		確認印				支部受付					

(様式第二号) ▼給付金受取口座を変更する場合は、通帳のコピー等を添付してください。

所属支部へご提出ください。

